

神戸市看護大学ハラスメント防止ガイドライン

平成24年7月24日 制定

1. 目的

神戸市看護大学（以下「本学」という。）は、「神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、ハラスメントの発生を防ぐとともに、発生時に適切な対応をとるために、このガイドラインを定めます。

2. 定義

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不快感や不利益を与え、相手の人権を侵害することをいいます。キャンパスの主なハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントがあります。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な発言、行為等により、相手の学習・教育研究・就労関係を悪化させることをいいます。
- (2) アカデミック・ハラスメントとは、教育研究の場で優位的立場にある者が、その優位的立場を利用して、相手の意に反した不適切な発言、行為を行い、相手の学習・教育研究意欲を低下させたり、学習・教育環境を悪化させたりすることをいいます。
- (3) パワー・ハラスメントとは、職場関係などで優位的立場にある者が、その地位や職権上の権限を利用して、相手の意に反した不適切な発言、行為等を行い、相手の労働意欲を低下させたり、労働環境を悪化させたりすることをいいます。

3. 対象と適用範囲

本ガイドラインは、本学の学生（本学で教育を受ける全ての者）と教職員（勤務形態を問わず本学で就労する全ての者）が行う、または、行われるハラスメントに適用します。

上記の者に対して、学外者がハラスメントを行ったときは、ガイドラインに準じ、解決のために適切な措置をとるよう強く求めるものとします。また、本ガイドラインは授業時間、課外活動時間、勤務時間を問わず、適用されます。

4. ハラスメント防止委員会

本学におけるハラスメントの防止に関することを審議するために、ハラスメント防止委員会を設置しています。本委員会は、ハラスメントを防止するため、研修・啓発活動を行うとともに、ハラスメントに関する相談に対応します。

5. 相談窓口の設置

- (1) 本学は、ハラスメントに関する相談に対応するために、ハラスメント相談窓口を設け相談員をおいています。相談員は、教職員6名で組織されています。
- (2) 相談員は、相談者の話を聞き、アドバイスをしながら、今後取り得る解決策・救済方法を探り、相談者がどの方法をとるか、相談者自身が意志決定をするための助言をします。
- (3) 相談員は、相談内容が深刻でハラスメント防止委員会で審議する必要があると判断し、かつ相

談者の了解が得られた場合には、その内容をハラスメント防止委員会に報告します。

6. 調査会の設置

ハラスメント防止委員会は、「相談窓口」で受けた相談内容について事実関係を調査する必要があると認めた場合に、相談者本人の同意を得たうえで、ハラスメント調査会を設置し、速やかに事実調査を行います。事実調査に当たっては、人権保護に十分配慮しつつ、当事者及び関係者等から事情聴取を行います。ハラスメント調査会は調査結果をハラスメント防止委員会に報告します。

7. 調査終了後の措置

ハラスメント防止委員会は、ハラスメント調査会からの報告内容を審議した上、対応策を附しその結果を学長に報告します。学長は、その報告に基づき、必要な是正措置を取ります。